「御浜町グループウェアシステム運用業務」
公募型プロポーザル実施要領

１．目的

本要領の目的は、「御浜町グループウェアシステム運用業務」を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

２．業務の背景

御浜町（以下、本町という）が利用しているグループウェアシステムは導入後、一定の年数が経過し、更新時期を迎えている。この度、更なる利便性の向上のため、直感的に理解しやすく、操作性に優れた使いやすいグループウェアシステムを利用することで、行政事務の効率化、情報の共有化を行い、併せて運用面及び費用面の改善を目的としている。

３．業務概要

（１）業務名

「御浜町グループウェアシステム運用業務」

（２）業務内容

別紙「御浜町グループウェアシステム運用業務仕様書」のとおり

（３）見積上限額

金１６，０７１，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※この金額は単に本業務に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

（４）業務期間

・構築期間：契約締結日から令和８年１月３１日まで

・運用期間：令和８年２月１日から令和１３年１月３１日まで（６０ヵ月）

４．応募資格

応募者は、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

なお、資格要件の確認基準日は、本業務の募集開始日とし契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

また、責任の所在を明確にする観点から共同提案は受け付けない。

（１）当該業務を履行するにあたり、適切な業務が遂行できる者であること。

（２）この要領を告示した日現在、御浜町入札参加資格者名簿(物品・業務委託)に「情報処理業務」及び「システム開発・管理」業務について登載されている者であること。

（３）地方公共団体からの受託により、過去５年以内（令和２年４月１日以降）に本件と同様の業務を実施し、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については現在業務実施中のものも含むものとし、また、本社、支店又は営業所等を問わず事業者全体としての実績を含むものとする。

（４）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（５）国税及び地方税を滞納していない者であること。

（６）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続等開始の申立てがなされていないこと。
（７）手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者。
（８）御浜町暴力団排除条例（平成２３年御浜町条例第２号）に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。
（９）本町から指名停止を受けている期間中でないこと。
（10）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）に抵触していないこと。

５．失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
（１）「４．応募資格」に定めた資格が備わっていないとき。
（２）提案に係る見積額が本要領に定める見積上限額を超える場合。
（３）複数の提案書等を提出したとき。
（４）提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
（５）提出書類に虚偽又は不正があったとき。
（６）企画提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
（７）会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状況に至った場合。
（８）審査の公平性を害する行為があった場合。
（９）プレゼンテーションに欠席した場合。
（10）企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合。
（11）その他、審査委員会が不適切と認めた場合。

６．手続き等

（１）全体スケジュール（予定）

期　　日	項　　目	備　　考
令和７年　６月１０日（火）	募集開始	ホームページ及び公告
令和７年　６月１９日（木）	参加表明書の 提出期限	電子メールで送信。原本は後日提出 ※詳細は、下記参照
令和７年　６月１９日（木）	質問書の提出期限	電子メールで送信
令和７年　６月３０日（月）	企画提案書等の 提出期限	持参または郵送 ※書留郵便等配達状況を確認できるものに限る
令和７年　７月３日（木） ～　７月９日（水）※予定	プレゼンテーション 及びヒアリング	御浜町役場
令和７年　７月中旬	受託者決定、 委託契約締結	

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

（２）担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒519-5292　三重県南牟婁郡御浜町町大字阿田和 6120 番地 1

御浜町役場　総務課（担当：中本・森本）

電話番号　：05979-3-0505

ファックス：05979-2-3502

電子メール：m-joho@town.mihama.mie.jp

（３）参加表明書の提出期限

ア　提出期限

令和７年　６月１９日（木）15 時

イ　参加表明時の提出書類

①参加表明書（様式 1）

②応募資格を有する旨の申出書（様式 2）

ウ　参加表明書等の提出方法

「イ　参加表明時の提出書類①～②の書類」について電子メールで送信すること。

※書類を PDF 化し、送付すること。

※電子メールにて提出後、確認の連絡を行うこと。

（４）質問の受付

ア　提出期限

令和７年　６月１９日（木）15 時

イ　質問方法

「質問書」（様式６）に質問事項を記載のうえ、電子メールに送信後、電話連絡すること。

ウ　回答方法

質問書で出された質問事項を取りまとめて、令和７年　６月２３日（月）までに参加表明書を提出した者に電子メールにて回答する。なお、質問者名は公表しないものとする。

※質問等の内容について電話で確認することがある。

※必要に応じ、質問等の内容を本町ホームページ等で公開することがある。

（５）企画提案書等の提出

ア　提出期限

令和７年　６月３０日（月）15 時

イ　提出書類

① 参加申込書兼事業者概要書（様式 3）

② 企画提案書（日本工業規格のＡ４ 判で任意様式とします。）

以下の項目について必ず記載すること

１）導入実績

２）本事業の概要

３）システムの概要

４）システム導入に係る体制

５）システム導入に係るスケジュール

６）システムの機能について

７）システムの操作性について
８）機器及びネットワーク
９）セキュリティについて
１０）保守体制及び運用
１１）職員研修及び操作マニュアル、問い合わせ対応等サポートについて
１２）低コスト化の取組について
１３）追加提案について

③ 機能要求対応表（様式８）

④ システムの概要を説明する冊子（パンフレット等）※任意提出

⑤ 見積書（様式４）

・宛先は、「御浜町長　　大畑　覚」

・見積書には、各システムの調達・構築・管理は、もとより各種作業及び打ち合わせ、サポート費用、各種作業に係る御浜町役場までの交通費等の経費など、業務に係るすべて経費を含んで積算すること。

・見積書の内容について内訳書を作成すること。
内訳書は、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。なお、内訳書については、任意様式とする。
（各項目の単価が判断できる内容とする）

⑥ 業務実績書（様式５）
（発注者、委託業務名、業務内容、契約期間、契約金額を記載し、契約書及び業務履行の確認ができる資料の写しを添付）

⑦ 納税証明書

・法人税、消費税、本町の町税について未納がないことを証明するもの
（本町の町税については、本町に課税義務がある場合のみ）

・提出の３か月以内に発行のもの

ウ　提出部数

正本１部、副本６部（副本については複写可とする。）

※ただし⑥については、正本１部（写し可）のみとする

エ　提出方法

郵送又は持参

オ　その他の留意事項

①提出書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。

②提出書類の虚偽があった場合は失格とする。

③提出書類は返却しない。

④同一の申込者から複数の企画提案書の提出は認めない。

（６）要領等の配布

ア　要領、提出書類様式及び基本仕様書の配布方法

本町ホームページよりダウンロード

イ　配布期間

令和７年　６月１０日（火）から　６月１９日（木）午後３時まで

７．公募型プロポーザル委託事業者の選定

ア　選定方法

企画提案書及び提案見積書等提出期限後、別途定める「御浜町グループウェアシステム運用業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において書類審査及びプレゼンテーションを実施する。なお、本プロポーザルに参加希望者が１社であっても同様とする。

イ　書類審査

参加希望者より企画提案書等提出のあった書類を審査し、応募資格の有無を決定する。書類審査においては、機能要求対応表（様式８）において全体の１０％以上の対応不可項目がある場合、見積額（様式４）が本要領に定める見積上限額を超える場合、もしくは本要領「５．失格事項」該当する場合においては、本プロポーザルに参加資格がないものと決定する。なお、結果については、書面により通知するものとする。

ウ　プレゼンテーション

①日時、場所が確定次第別途連絡する。

（令和７年　７月３日（木）～　７月９日（水）までの間で実施予定）

②時　　間：１事業者につき７０分間程度（５０分程度のプレゼンテーションのあと、選定委員の質疑を行う。）

③順　　番：企画提案書の提出順とする。

④出 席 者：４名以内とする。

⑤留意事項：プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うこと。企画提案書等以外の内容は、評価の対象としない。また、プレゼンテーション時の追加資料の提出についても認めない。

プレゼンテーションでは、主に導入するシステムの機能性及び操作性について、また、提案事業者の企画性、独自性について提案を行うこと。（システムのデモンストレーションを含む。）

プレゼンテーション時に使用する機材等は提案者が用意すること。ただし、プロジェクター、スクリーン等は、本町で用意するものを使用してかまわない。

※事前に動作確認したい場合には別途連絡をすること。

エ　審査項目

① 実現性

② 実施体制（設計・構築 及び 運用・保守）

③ 機能性（利用者・管理者）

④ 操作性（利用者・管理者）

⑤ 安定性（安定稼働、セキュリティ等）

⑥ サポート体制

⑦ 企画性・独自性

⑧ 見積額

オ　契約予定者の選定

審査の結果、評価点の合計が最も高い企画提案参加者（以下「最高得点参加者」という。）を優先交渉団体として選定する。ただし、最高得点参加者が複数ある場合は、審査委員会の議決

により選定する。

なお、すべての企画提案参加者について審査した結果、一定の基準を満たす参加者が不在の場合、本プロポーザルにおいて優先交渉団体を選定せずに終了することがある。

カ　審査結果の通知

審査結果は、各参加者に対して文書で通知する。※通知予定：令和７年　７月中旬

８．支払いについて

本業務に係る費用の支払いは、総事業費を６０等分した金額を月額とし、運用開始予定月の２月分より、特別な理由がない限り半期毎（９月、３月）もしくは、四半期毎（６月、９月、１２月、３月）の何れかで支払うことを前提とする。また、月額に端数が生じた場合は、契約開始月の２月分に含め、支払うものとする。

９．審査委員会の組織運営

審査委員会の組織及び運営については、次のとおりとする。

ア　委員定数は、６名とする。

イ　委員会は、委員長を含む委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

ウ　審査委員会に、委員長及び副委員長１名を置く。

エ　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

１０．その他

ア　本業務に参加を希望する者（以下、「参加希望者」という。）は、参加申請書の提出をもって、本要領のほか本業務に係る関係書類の記載内容を承諾したものとみなす。

イ　本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加希望者の負担とする。

ウ　提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。また、提出された全ての書類は、採用又は不採用に関わらず返却しない。

エ　提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。

オ　選定結果として、提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。また、町民等から情報公開の請求に応じて提案書等の情報開示を行う場合がある。

カ　選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

キ　募集及び契約については、本町の都合により中止することがある。この場合、損害賠償は行わない。

ク　委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、本町の指示に従うこと。

ケ　委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。

コ　電子メール等の通信事故等について、本町はいかなる責任も負わない。

サ　本町から提供する資料は取り扱いに注意するとともに、無断で本業務に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

シ　参加申請受理後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届（様式任意）を必ず提出すること。（提出方法は担当課と調整のこと。）

ス　本業務にあたり、知り得た本町に関する全ての情報は本業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

セ　感染症の蔓延など、本調達期間中に発生した社会的な情勢により、プレゼンテーション審査の延期やオンラインでのプレゼンテーション実施または書類審査のみでの選考を実施する可能性がある。

１１．事務局

〒５１９－５２９２
三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和６１２０番地１
御浜町役場　総務課　（担当　中本・森本）
電　話：０５９７９－３－０５０５
ＦＡＸ：０５９７９－２－３５０２
E-mail：m-joho@town.mihama.mie.jp